

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年9月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番織田八茂君、1番若山照洋君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

11番浅里周平です。報告します。議会運営委員会は8月29日午前10時より開会し、9月大治町議会定例会会期は9月5日本日開会し、9月26日までの22日間と決定しました。終わります。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から9月26日までの22日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの22日間と決定をいたしました。

日程第3、所信表明を行います。

あらかじめ申し上げます。所信表明に対する質疑は行いません。

それでは、町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

それでは、所信表明をさせていただきます。

本日、ここに平成29年9月大治町議会定例会の開会にあたり、これからの町政運営につきまして私の所信を述べさせていただく機会をいただきましたこと、正副議長を初め議員の皆様方に厚く御礼申し上げます。

私は、このたび大治町長として2期目を担わせていただくことになりました。4年前の町長就任時には、大治町の内水排除対策、子育て支援、海部地域の連携強化を強く訴えさせていただきました。

内水排除対策といたしましては、この海部地域というのは一番の問題点は日本でも有数の海拔ゼロメートル地帯であることであります。海より低い地域でありますので川の水は自然には海へ流れてまいりません。また、地球温暖化やヒートアイランド現象による環境変化によりゲリラ豪雨等が頻発し、そのたびに町内では道路の冠水等の内水氾濫が起きます。4年前に当選させていただいた後、すぐに大治町全体排水計画に着手をし、町内の用水路含め河川の流量計算から始め、計画書を策定、ようやく昨年からは対策を始めることができました。準用河川円楽寺川におきましては、まずしゅんせつから始め、現在は排水機場の建てかえを計画中であります。今後においては準用河川小糠田川につきましても雨水排除対策を始め、引き続き庄内川と新川に挟まれた町東部地域の対策も進めてまいりたいと思っております。

そして、毎日大量の家庭排水が川へ流れ込んでいきます。そんなことから下水道整備につきましても良好な住環境を実現するために着実に進めてまいりたいと思っております。

子育て支援につきましては、子育て支援課をすぐに新設をいたしました。適切な人材を新規に雇用しながら、現在は子育てサポート相談員として幅広く相談業務に当たっていただいております。子育て支援課、保健センター、そして保育園のみならず幼稚園、学校とも連携をし、また、時には家庭へも出向いていくなど支援体制はかなり充実してきたと思っております。しかし、今後は子育てサポート相談員をさらに増員をし、もっと横の連携をとりながらさらに充実をさせていきたいと思っております。

海部地域の連携強化につきまして、まず、海部地域が一体となって発展することを考えるべきだと思っております。世界はグローバル化の時代といわれておりますが、グローバル化、地球規模の言葉ではないと思っております。海部地域もグローバル化にならないと大治町単独では運営はなかなか成り立ちません。小さな自治体が小さな枠組みの中では限界があります。これからは単独でやっていくのは非常に困難な時代であると思

います。各地方公共団体は必要に応じて一部事務組合をつくって共同運営をしております。消防、水防、ごみの問題、地域医療、下水道、これら全て協力して連携を強めていかなければどこも一町単独では成り立たないであります。協力して連携を強め海部地域のグローバル化にさらに努めていかなければならないと考えております。

これからの4年間につきましては、先に述べさせていただいた施策に加え、まず学校教育を第一に考えます。将来を考えるとときに子供の教育は非常に大切であり、教育は国家の根幹であります。教育委員会と学校現場との連携強化を図り、教育委員の常駐化を目指してまいります。学校現場を知り、現場を知る人がみずからの手で改革をする、そんな教育委員会になっていただきたいと思っております。今年度、小学校にスクールカウンセラーを常勤化しました。これを「ライフコンダクター」と名づけました。3小学校の生活相談、生徒指導に当たっていただいております。中学校には生徒指導のため、生徒指導員と主幹教諭の2名を増員しました。そして、小中学校の生徒のために悩み相談の窓口の設置をしました。小学校5・6年生と中学生全員に悩み事があったら電話をかけてくるようにということで名刺の大きさのカードに相談窓口の電話番号を書いて配付いたしました。つい先日、中日新聞に取り上げられたところであります。また、学校教育現場と教育委員会、そして子育て支援課、保健センター等福祉の部署との連携強化を図り、大治町版ネウボラを確立するために、「大治町子育て世代包括支援センター」の設立に向けてたまたま準備をしているところであります。これらをまとめて「Heart to Heart事業」としていきたいと思っております。

さらに、中学生の英語力の底上げを図ってまいりたいと思います。実用英語技能検定の受験希望者には補助金を出し、また英語だけで過ごすイングリッシュキャンプ、これもさらに充実させていきたいと思っております。少々おこがましいかもしれませんが、英語の先生方の英語力アップのための「先生のための英語研修」もこれは先日実施をしたところであります。2020年から始まる小学校での英語教育、これに向けての準備であります。

スポーツセンターにつきましては改修工事を行ってまいりますが、同時にフットサルワールドカップを愛知県が今誘致をしようとしております。それを見据えてメインアリーナにフットサルコートを整備し、プール跡地を改修しカフェコーナーの設置も考えております。センターを充実させていきたいと思っております。

高齢者対策としましては、まず高齢者の健康づくりを手がけたところですが、高齢者のための「健康生きがいづくり講座」をさらに充実させていきます。今、2020年問題、2025年問題、あるいは2030年問題といろいろと問題が言われておりますが、これ全て高齢者がふえることを問題としておりますが、高齢者がふえることだけを問題とせず、いかにこれから長くなった高齢期を生きがいを持っていただき生き生きと暮らしていただくかということを考えていかなければならないと思っております。それには高齢者の方

が引きこもらないこと、これが一番だと考えておりますのでその対策について施策を考えていきたいと思っております。

また、ごみ出しに手助けが必要な独居老人、高齢者等にはごみ収集業者と連携をしながらごみ出しを支援する仕組みを構築してまいりたいと思っております。

防災対策につきましては、これまで防災行政無線並びにBCPを整備してまいりました。さらに現在、防災機能を有した公園を計画しております。ただ、大治町内、大変公園が少ないということでもありますので、平常時には子供たちの遊び場としても使ってもらえるような公園として整備をしてまいります。

また、町内の街灯を全てLED化します。これを「大治町まるごとエコタウン構想」といたします。

最後に、「町民の皆様誰もが安心して暮らせる町」を目指し、また、町民の福祉向上のために全力を挙げて町長の責務を全うする決意でございますので、議員の皆様におかれましては引き続きご指導、ご協力を賜りますように心からお願いを申し上げます。

以上、私の所信表明とさせていただきます。

○議長（横井良隆君）

日程第4、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告がありました。

日程第5、一般会計継続費精算報告書について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告がありました。

日程第6、教育委員会の「点検・評価報告書」について。

既にお手元に配付のとおり、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により議会に提出がありました。

日程第7、議案第29号から日程第10、議案第32号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第29号平成29年度大治町一般会計補正予算。

平成29年度大治町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5978万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億7121万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年9月5日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきまして、人事異動等に伴う人件費の補正を初め、総務費において、システム改修等業務委託料として248万4000円を増額し、民生費において、後期高齢者医療特別会計繰出金として257万4000円を増額し、土木費において、公共下水道事業特別会計繰出金として358万5000円を増額し、教育費において、イングリッシュキャンプ委託料として58万4000円、英語検定料補助金として10万円、損害賠償金として8万7000円を計上し、その他、各種国庫・県負担金・国庫補助金の返還金として1508万8000円を計上するものでございます。

これらの財源として、地方特例交付金、地方交付金、国・県支出金及び諸収入を充て、余剰財源については財政調整基金に積み立てるものでございます。よろしく願います。

議案第30号平成29年度大治町介護保険特別会計補正予算。

平成29年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2109万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3255万2000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年9月5日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、保険事業勘定におきまして、歳出におきましては、平成28年度の保険給付費実績及び地域支援事業費実績の負担割合に基づいた返還のため、諸支出金の償還金として2109万3000円を増額するものでございます。

この財源といたしまして、過年度精算交付金及び前年度繰越金を充てるものでございます。よろしく願います。

議案第31号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ358万5000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5166万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年9月5日提出、大治町長。

今回の主な補正の内容は、人事異動に伴い人件費として358万5000円を増額し、この財源に一般会計繰入金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第32号平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成29年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ299万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4680万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年9月5日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として299万5000円を増額するものでございます。

この財源として、一般会計繰入金及び繰越金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

日程第11、議案第33号から日程第16、議案第38号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第33号平成28年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大治町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成29年9月5日提出、大治町長。

平成28年度大治町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額83億1634万9515円、歳出総額79億899万3070円で、歳入歳出差引額は4億735万6445円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源991万円を差し引いた実質収支額は3億9744万6445円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第34号平成28年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成29年9月5日提出、大治町長。

平成28年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額37億9669万5369円、歳出総額34億4939万8589円で、歳入歳出差引額は3億4729万6780円です。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は3億4729万6780円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第35号平成28年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成29年9月5日提出、大治町長。

平成28年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算は、歳入総額24万7893円、歳出総額24万7893円で、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第36号平成28年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成29年9月5日提出、大治町長。

平成28年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定におきましては、歳入総額15億3073万2966円、歳出総額14億4211万7518円で、歳入歳出差引額は8861万5448円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は8861万5448円でございます。なお、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

また、介護サービス事業勘定におきましては、歳入総額1645万9440円、歳出総額1553万7125円で、歳入歳出差引額は92万2315円です。このうち、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は92万2315円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第37号平成28年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成29年9月5日提出、大治町長。

平成28年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額4億9179万1235円、歳出総額4億9118万4539円で、歳入歳出差引額は60万6696円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は60万6696円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

議案第38号平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成29年9月5日提出、大治町長。

平成28年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額5億587万4032円、歳出総額5億545万1932円で、歳入歳出差引額は42万2100円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は42万2100円でございます。

なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

ここで、ただいま議題となっております平成28年度大治町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、住田昭敏監査委員にご出席をいただいておりますので決算審査意見の報告を求めます。

○監査委員（住田昭敏君）

議長。

○議長（横井良隆君）

住田監査委員、どうぞ。

○監査委員（住田昭敏君）

平成28年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、平成29年8月2日と3日の両日にわたり下方繁孝監査委員とともに、歳入歳出決算、関係帳簿及び証書類等を慎重に審査をいたしましたのでその結



果を報告いたします。

審査の方法は、歳入歳出決算及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、関係法令に準拠して調製または作成されているか、計数は正確か、予算の執行は適正か、財政運営は健全か等に主眼をおいて審査するとともに関係部局に資料の提出を求め、あわせて必要に応じ説明を受けて審査の参考といたしました。

証書類の検証、現金・預金の残高及び有価証券の確認等については、地方自治法第235条の2の規定に基づき例月出納検査において実施しましたので、その結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果については、いずれも法令に基づいて作成されており、記載されている決算数値は正確であると認められました。

一般会計では、形式収支、実質収支、実質単年度収支とも黒字で財政力指数は0.85、経常収支比率は昨年度より1.9ポイント上がった85.5%でした。

少子高齢化や人口減少社会が進行している中で安定した財政運営を進めるには、確実に歳入を確保することにあります。

納税折衝や滞納処分などの徴収事務の効果により収入未済額が減少していることは大いに評価するものです。引き続き収納率の向上に力を注ぎ、自主財源の確保に努めていただきます。今後も国や県の経済対策などの情報収集を適時的確に行い、財源確保にも努めていただきます。

歳出では、予算現額に対する執行率は90.37%で前年度と比較して1.27ポイント低下しました。不用額は前年度に比べ1億5213万円余り減少いたしました。

施設の老朽化による修繕や情報セキュリティ強化などの課題に直面しましたが、適時的確な対応がなされました。事業は時期を逸することなく計画的に執行し、住民サービスに努めていただきます。今後も引き続き事業の必要性のほか、経済性、効率性及び有効性などに配意し健全な財政運営が図られるよう努力していただきます。

また、基金の運用状況につきましても、基金の設置目的に沿って適正に運用し、その収支の計数も正確であると認められました。

次に、国民健康保険特別会計では、保険税の収納率は73.09%で前年度の70.87%に比べて2.22ポイント上昇しました。3000万円を超える収入未済額の縮減や収納率が上昇したことについては評価できるものの、依然として収入未済額は一般会計の町税収入未済額を超えていることから、今後も積極的に収入未済額の縮減に努めていただきます。国民健康保険事業の安定運営の面からも収納率の向上を図り、国民健康保険税の確保に一層努めていただきます。

次に、介護保険特別会計では、介護保険料の収納率は前年度の95.18%に比べて0.31ポイント上がった95.49%でした。高齢化の進展で介護事業の必要性はますます高まりをみせています。制度の安定的な運営を図るためにも介護保険料の収入未済額の削減に努

力していただき、今後も収納率の向上と介護予防の充実に積極的に取り組んでいただきたい。

次に、公共下水道事業特別会計では、下水道事業は公営企業会計の適用を要請されています。平成28年度では公営企業会計適用債を発行し移行業務委託を行いました。今後も下水道事業の円滑な運営のため努力していただきたい。

土地取得特別会計、後期高齢者医療特別会計については、特に指摘すべき事項はございませんでした。

なお、審査の概要につきましては、お手元の意見書のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、平成28年度一般会計、特別会計の決算審査の結果報告とさせていただきます。以上です。

○議長（横井良隆君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

[住田昭敏監査委員 退場]

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時36分 休憩

午前10時47分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第39号工事請負契約についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第39号工事請負契約について。

平成29年8月4日、事後審査型一般競争入札に付した公共下水道工事その1（北間島地区）について、左記のとおり請負契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成29年9月5日提出、大治町長。

本件の公共下水道工事その1（北間島地区）の請負契約は、契約金額8316万円で株式

会社加藤建設と契約を締結するものです。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

この議案につきましては、初日上程、初日質疑ということで議案説明会が行われる前ということで少しお聞きしたいと思います。当初予算では1億9100万円となっております。全体です。その一部の工事ということで契約金額8316万円の提案でございます。以前の議会の質疑の中でも当初予算のうちの幾らまでの範囲の計画だったのかということに関しては答えられないという答弁をいただいております。実際答えられないのかという点と、当初予算の1億9100万円の範囲ではどれだけの距離の下水道を整備する予定なのか。そのうち今回は何メートルなのかと。これも以前の議会でも答弁をもらっているところがございます。そこら辺の説明をしていただきたいと思います。以上でございます。以前答えております。答えてください。

○議長（横井良隆君）

本来ならば予算の審議で行うべきことであって基本的には議題外となります。契約内容の話とはまた違いますので。

○7番（吉原経夫君）

契約内容の話です。距離がわからないとどれだけのものかわからない、全体がどれだけか。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下水道課長、どうぞ。

○下水道課長（済田茂夫君）

今回、北間島地区の発注した延長でございますが約700メートルでございます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

本来、議題外という議長のお話でございますが、以前の同じような議案の中では当然どれだけの予算の範囲内での契約なのかというのは答えられないとそれはお聞きしております。ただ、当初予算の範囲でどれぐらい整備する計画なのか。今回どれぐらい整備するのかと。これは議題外かもしれませんが前回は答えておりますし、これは工事請負契約を考えていく上でも必要な判断材料だと思いますので、その点の答弁をお願いしたいと思います。以上でございます。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下水道課長。

○下水道課長（済田茂夫君）

今年度北間島地区でございますが、当初予定していた約2.7ヘクタールの今回事業になりますのでよろしくお願いたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

答えられる範囲で答えていただいていると思いますが、前回、前回というか前の議論の中では総延長何メートルの中の予定している中の何メートルであると、その1ではというような答弁をいただいております、今回なぜ答えられないのかと。非常に甚だ疑問を感じるわけでございます。これは質問者が違うからなのか。それとも町長の考え方が変わったのか。そこら辺、私は前回答えているし何も答えることに関して問題がないと思うのでその点はお答えいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下水道課長、どうぞ。

○下水道課長（済田茂夫君）

当初予算に組んであった延長としましては約1.1キロをみてありまして、今回そのうち

北間島地区は700メートルでございます。

○議長（横井良隆君）

他にございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第39号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第39号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第40号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第40号損害賠償の額を定めることについて。

左記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定に

より議会の議決を求める。平成29年9月5日提出、大治町長。

このものにつきましては、平成29年7月20日に発生した大治小学校給食室の火災により、総合警備保障株式会社尾張支社所有のガラスセンサー及び配線を焼き焦がしたことにより生じた損害賠償の額を定めるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

日程第19、発委第1号大治町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

発委第1号大治町議会会議規則の一部を改正する規則について。

大治町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成29年9月5日提出、議会運営委員会委員長。

この案を提出するのは、議場に質問席を設置したためでございます。以上よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

議会提案でありますし、内容について全然問題はございませんが、附則でこの規則は公布の日から施行するとありますが、公布の日はいつになるのでしょうか。ここから読みとれないのでここは、きょうもし可決されたらきょうからなのか、そこら辺ちょっと議会運営委員長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

ただいま提案させていただいておりますこのものはご存じだと思うんですが、議決されないと公布できません。この議決がなってから直ちにできることはできると思いますが、その日にちはそんなにかからないということで問題になるようなことは何もないと思うんですが、そういうことで議決されるかどうかということがまず前提でございますので承知願いたいと思います。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会に付託しないこととしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は委員会に付託しないことに決定をいたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 散会